

地方公共団体の議会の議員の選挙区について

1 概要

指定都市以外の市町村の議会の議員の選挙は、原則としては選挙区を設けず、その区域の全部を一の区域として選挙を行うが、特に必要があるとき（例えば町村合併のため地域が広大である等の場合）、選挙区を設けることができる。

各選挙区において選挙すべき議員の数は人口に比例して条例で定めるのが原則であるが、例えば町村の合併等特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

この特例は、当該区域から一定数の議員を選出することを合併の条件としているような場合を考慮するものであるが、これに基づく議員定数配当条例の有効期間はできるだけ短期間に限定すべきで、設置選挙の次の一般選挙からは公選法 15 条第 8 項に規定される原則によることが適当。（S29.2.17 行実、昭和 29.3.30 行実）

この条例により 2 回目の選挙が行われた場合、選挙無効の虞があるとの行政実例がある。（昭和 33.12.25 行実）

2 関係規定

- ・ 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第 15 条第 6 項）
- ・ 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。（公選法第 15 条第 8 項）
- ・ 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公選法施行令第 9 条）